

新型コロナウイルス感染症の影響による総合支援資金(特例貸付)について

< 概要 >

緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けた以降も、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象とした貸付です。

★原則として、くらしとしごと相談センターの自立相談支援(就労支援、家計改善支援等)をご利用になることが条件となる貸付です。

貸付額	二人以上世帯	月額 20 万円以内
	単身世帯	月額 15 万円以内

- 貸付金交付 申請から交付まで 2 週間程度
※ご指定の金融機関口座(ご本人名義)に振り込みます。
- 貸付期間 原則 3 カ月以内
- 据置期間 1 年以内
- 返済期間 10 年以内(120 回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利 子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

- ご返済について 原則として、金融機関口座引き落としで毎月ご返済いただきます。